

5 年 保 存

基 発 第 0325002 号

職 発 第 0325004 号

平 成 16 年 3 月 25 日

都 道 府 県 労 働 局 長 殿

厚 生 労 働 省 労 働 基 準 局 長

(公 印 省 略)

厚 生 労 働 省 職 業 安 定 局 長

(公 印 省 略)

労働保険の二元適用事業の範囲に係る私立学校等の取扱いの改正について

標記については、昭和50年3月25日付け発労徴第17号・基発第166号・婦発第82号・職発第97号・訓発第55号「雇用保険法その他関係法令の施行について」（以下「通達」という。）記の第3のⅡ7(5)により、私立学校及び各種学校（以下「私立学校等」という。）については、労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則（昭和47年3月31日労働省令第8号）第66条第1号の「……市町村に準ずるものを行う事業」に含まれるものと解することとしているところである。

しかしながら今般、平成15年10月1日から施行された国立大学法人法（平成15年法律第112号）により、平成16年4月1日に国立大学法人及び大学共同利用機関法人（以下「国立大学法人等」という。）が設立され、一元適用事業で労災保険及び雇用保険の両保険に係る保険関係が成立する事業となり、その教職員についても雇用保険が全面適用されることから、国立大学法人等と同じ教育、研究、調査の事業を行う民間法人の学校である私立学校等についても同様に一元適用事業とすることが適当である。

このため、下記のとおり通達を改正することとしたので、業務運営に遺漏のないよう特段の御配慮をお願いする。

記

1 通達の改正

通達記の第3のII7(5)の一部を次のように改める。

通達記の第3のII7(5)中「従来と同様であること。すなわち、」を削り、「し（徴収法施行規則第66条第3号）、私立学校及び各種学校については、徴収法施行規則第66条第3号の規定が「雇用保険法附則第3条第1項各号に掲げる事業」とされたことに伴い、同号では規定されていないが、同条第1号の「……市町村に準ずるものの行う事業」に含まれるものと解することとしたこと」を「したこと（徴収法施行規則第66条第3号）」に改める。

2 施行日

この通達は、平成16年4月1日から施行する。

○ 新旧対照表

改正後	現 行
<p>(5) 二元適用事業の範囲 二元適用事業の範囲については、従来二元適用事業の一つとして徴収法施行規則第66条第3号で「失業保険法第6条第1項第1号イからハまでに掲げる事業」（農林水産の事業並びに私立学校及び各種学校の事業）が指定されていたが、このうち、農林水産の事業については、</p> <p>イ 従来から二元適用事業とされていたこともあり、労災保険と雇用保険とで適用単位が合致していないものが少なくないこと（林業及び水産業については労災保険についてのみ有期事業としての取扱いをしていること）</p> <p>ロ とくに、林業及び水産業については、労災保険の適用範囲が雇用保険のそれより広く、両保険の適用範囲に違いがあること</p> <p>ハ 林業及び水産業については、労災保険についてのみ賃金総額の算定の特例があり、雇用保険についてこれを採用することは現在のところ困難であること の理由から、従来どおり二元適用事業としたこと（徴収法施行規則第66条第3号）。</p>	<p>(5) 二元適用事業の範囲 二元適用事業の範囲については、従来と同様であること。すなわち、従来二元適用事業の一つとして徴収法施行規則第66条第3号で「失業保険法第6条第1項第1号イからハまでに掲げる事業」（農林水産の事業並びに私立学校及び各種学校の事業）が指定されていたが、このうち、農林水産の事業については、</p> <p>イ 従来から二元適用事業とされていたこともあり、労災保険と雇用保険とで適用単位が合致していないものが少なくないこと（林業及び水産業については労災保険についてのみ有期事業としての取扱いをしていること）</p> <p>ロ とくに、林業及び水産業については、労災保険の適用範囲が雇用保険のそれより広く、両保険の適用範囲に違いがあること</p> <p>ハ 林業及び水産業については、労災保険についてのみ賃金総額の算定の特例があり、雇用保険についてこれを採用することは現在のところ困難であること の理由から、従来どおり二元適用事業とし（徴収法施行規則第66条第3号）、私立学校及び各種学校については、徴収法施行規則第66条第3号の規定が「雇用保険法附則第3条第1項各号に掲げる事業」とされたことに伴い、同号では規定されていないが、同条第1号の「……市町村に準ずるものの行う事業」に含まれるものと解することとしたこと。</p>